

千葉県報

号外
令和8年9月29日

主要目次

○ 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則	一
○ 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	一
○ 児童福祉法に基づく療育の給付、助産施設における助産の実施等に関する規則の一部を改正する規則	一
○ 千葉県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則	二
○ 病院局管理規程	二
○ 千葉県病院局財務規程の一部を改正する管理規程	二

規則

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年九月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第四十七号

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例施行規則（平成二十五年千葉県規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一住基条例別表第十一号の規則で定める事務の項中「第五条第十項」を「第五条第十二項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年九月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第四十八号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十二年千葉県規則第八十号）の一部を次のように改正する。

第四条の四中「三十一万五千円」を「三十三万円」に改める。

別記第十号様式中「（A）31万5千円」を「（A） 33万円」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第四条の四の規定は、令和八年四月一日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

3 令和八年四月一日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であつて、改正前の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第四条の四の規定による金額により支給されたもの又は旧規則附則第二項の規定による金額により支給されたもの（その額が六十六万円未満であるものに限る。）の支払は、新規則第四条の四の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

児童福祉法に基づく療育の給付、助産施設における助産の実施等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年九月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第四十九号

児童福祉法に基づく療育の給付、助産施設における助産の実施等に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法に基づく療育の給付、助産施設における助産の実施等に関する規則（昭和六十二年千葉県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「又は第二項」を「、第二項、第二十一項又は第二十二項」に、「加え、又は加えさせた」を「行い、又は行わせた」に改める。

別記第四十四号様式中「減1遍（減2遍）」を削る。

附則

この規則は、令和八年十月一日から施行する。

令和 8 年 9 月 29 日（火曜日）		報		県		千		号外第 5 6 号																													
千葉県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和八年九月二十九日 千葉県知事 熊谷 俊人 千葉県規則第五十号 千葉県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則 千葉県流域下水道事業財務規則（令和二年千葉県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。 第三十七条第二項中「口座組替依頼書」を「支払依頼書」に、「送付しなければ」を「交付しなければ」に改める。 第三十八条第一項中「小切手を振り出すとともに、」を「支払依頼書及び」に改める。 第三十九条第一項中「小切手を振り出すとともに」を「支払依頼書及び」に改める。 第六十条の見出し中「小切手」を「小切手等」に改め、同条中「振り出した小切手」の下に「又は交付した支払依頼書」を加える。 別記第三十五号様式を次のように改める。																																					
第三十五号様式（第三十七条第二項） 支払依頼書 御中 千葉県流域下水道事業企業出納員 印 下記の金額を当座預金口座から払い出してください。 支払年月日 年 月 日 支払総額 <table><thead><tr><th>支払方法</th><th>支払先</th><th>支払金額</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> 別記第三十六号様式中「この依頼書に添付の小切手による資金を」を削り、「~~この依頼書~~」を「~~備考~~」に改める。 別記第四十三号様式中「月実績」を「月見込額」に、「月累計」を「月末累計」に改める。 附 則 この規則は、令和八年十月一日から施行する。 病 院 局 管 理 規 程 千葉県病院局財務規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。 令和八年九月二十九日 千葉県病院局長 山崎 晋一朗 千葉県病院局管理規程第十四号 千葉県病院局財務規程の一部を改正する管理規程 千葉県病院局財務規程（平成十六年千葉県病院局管理規程第二十二号）の一部を次のよ										支払方法	支払先	支払金額	備考																								
支払方法	支払先	支払金額	備考																																		

うに改正する。

第二十一条第一項第三号中「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に改める。

第百五十八条の次に次の一条を加える。

（電子計算組織を使用する方法により行う更正等）

第百五十八条の二 第十五条の規定による更正、第十八条第一項の規定による調定、第二十条において読み替えて準用する第十八条第一項の規定による更正、第二十八条の規定による不納欠損処分、第三十四条第一項の規定による支出、第四十八条第一項の規定による精算、第五十一条第一項の規定による相殺、第七十六条第一項の規定による購入、第八十条第四項の規定による処理、第八十三条第一項の規定による処分、同条第三項の規定による処理、第八十六条の規定による棚卸修正、同条の規定による振替、第九十四条の規定による施行、第九十五条第一項の規定による精算、同条第三項の規定による整理、第九十六条第二項において準用する第九十五条第一項の規定による精算及び同条第三項の規定による整理、第百八条第一項及び第二項の規定による支出予算の執行又は第百十九条の規定による決算整理については、電子計算組織を使用する方法により行うことができる。この場合において、電子計算組織を使用して作成したこれらの規定による帳票に記載すべき事項を記録した電磁的記録は、当該帳票とみなす。

2 前項の規定により行われる更正等に係る証拠書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録に対するこの管理規程の規定の適用については、当該電磁的記録を当該証拠書類とみなす。

別表第二収入の調定及び通知の項を次のように改める。

収入の調定及び通知			
補助金、負担金及び交付金	三千万円以上	三千万円未満	全額
寄附金	三千万円以上	三千万円未満	全額
特別利益	三千万円以上	三千万円未満	全額
その他	三千万円以上	三千万円未満	三千万円以上三千万円未満

別表第二支出予算の執行の項収益的支出の目中「五十万円」を「百万円」に改め、同表支出命令の項を次のように改める。

支出命令	全額	全額
------	----	----

附則

この管理規程は、令和八年十月一日から施行する。

購読料
本号
一部

一二円

購読申込先
発行者
千葉市中央区市場町一番一号

千 葉 県
〇四三（二二三）二六五八